第1~第10 「略]

附則

(平成27年4月24日付け農建第53号)

この要綱は、平成27年4月24日から施行し、平成27年度の交付金から適用する。

改正前

(平成28年4月26日付け農建第60号)

この要綱は、平成28年4月26日から施行し、平成28年度の交付金から適用する。

(平成29年4月26日付け農建第58号)

この要綱は、平成29年4月26日から施行し、平成29年度の交付金から適用する。

(平成30年6月28日付け農建第176号)

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

(令和元年7月10日付け農建第97号)

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

(令和2年4月27日付け農建第112号)

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

別表 1 (第 3 関係) · 2 (第 10 関係) [略]

様式第1号(別表2関係) [略]

様式第2号の1 (別表2関係)

- 1 「略]
- 2 事業計画 (実績) 及びその内容
- (1) 「略]
- (2) 資源向上支払交付金

ア 地域資源の質的向上を図る共同活動

- (ア)「略]
- (イ) 加算単価
  - a·b 「略]

[新設]

第1~第10 「略]

附則

(平成27年4月24日付け農建第53号)

この要綱は、平成27年4月24日から施行し、平成27年度の交付金から適用する。

(平成28年4月26日付け農建第60号)

この要綱は、平成28年4月26日から施行し、平成28年度の交付金から適用する。

(平成 29 年 4 月 26 日付け農建第 58 号)

この要綱は、平成29年4月26日から施行し、平成29年度の交付金から適用する。

(平成30年6月28日付け農建第176号)

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

(令和元年7月10日付け農建第97号)

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

(令和2年4月27日付け農建第112号)

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

(令和3年5月21日付け農建第126号)

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

別表1 (第3関係)・2 (第10関係) [略]

様式第1号(別表2関係) [略]

様式第2号の1 (別表2関係)

- 1 「略]
- 2 事業計画 (実績) 及びその内容
- (1) 「略]
- (2) 資源向上支払交付金

ア 地域資源の質的向上を図る共同活動

- (ア)「略]
- (イ) 加算単価
  - a·b [略]

c 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

	<u>区分</u>	<u>交付単価</u> (円/10a)	<u>対象農用地</u> <u>面積</u> _(a)_	<u>交付額</u> <u>(事業費)</u> <u>円</u>	<u>交付額</u> <u>(県の交付金)</u> <u>(円)</u>	備考
田						
	加算単価					
	<u>計</u>					

(注) 区分及び交付単価は、県が策定した基本方針に従い記載する。

加算措置の対象組織数	<u>組織</u>

|備考 改正部分は下線の部分。

改正後

改正前	改正後
イ・ウ [略]	イ・ウ [略]
3 • 4 [略]	3・4 [略]
様式第2号の2(別表2関係)~様式第6号(第9関係) [略]	様式第2号の2(別表2関係)~様式第6号(第9関係) [略]
備考 改正部分は下線の部分。	